

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の 戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書 No.5

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43886

159

特

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

大政事外官
務房
次官官審審長
儀審文会管給
総人電厚計
参(行)
参(領移)

電信写

総番号(TA) 22717
 69年 月 27 日 22 時 15 分 米 国 主 管
 69年 月 28 日 11 時 19 分 本 省 発 着 米 長

外務大臣殿 下田 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ返かん交渉

第1635号 特秘 至急

往電第1610号に関し

1. 27日他用て会談したブラウン大使よりヨシノに対し、いよいよアイチ大臣のご来訪も迫り。米側事務当局も本件交渉準備のためのフリーフィンガーペーパー作成に大わらわのようであるが、念のためうかがいたいとして大臣ご来訪の際日本側はFORFEITABLE CASESにつきリストを持参されると了解してよいかとの質問があつた。よつて当方より、右は先にトウゴウ局長来訪の際話が出たが、その後米側に反対論があると聞いているかと反問したところ、ブラウンはいずれにせよ日本側が協議条項の適用振りによつて問題を解決する方式に固しつする限りこれを米議会に説明することは困難である。従つてコンピューターのごとく考えられるあらゆるケースを一応ひろつてみて、このケースについては事前協議において日本側がイエスといい、このケースについてはノーというようリストを作つてみて、それで米側も満足ならば事前協議条項の適

ア 参北東経
参 中西経
参北北保
参一
参西東洋

近丁長経
参善近ア
次総経国万
参貿統国
参政技二
国一理
参条協規
参政経科
軍社専
参道内外
一一二

外務省 記帖了

極秘

特

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

用を形式的に認めながらも現実には前記のリストによりすべて処理されるとの了解でこれにつきじよう歩することは米側のギリギリのラインとして考えられよう。しかしそのようリストを含む了解事項は米議会に提出せざるを得ないと思ふと述べた。これに対しヨシノより、単に参考までに貴見を打しんするに過ぎないが、例えば右リストを非常に長いものとし、かつ会談のアグリードミニッツの一部であるとき体裁を整えるならば、米議会に出さなくてもよいのではないかと反問したところ、ブラウンは、例えばこの議事録は長すぎてTOO BORINGであるから議会には報告しなかつたというような口実をあてつけることは考えられようとしようしながら述べていた。

2. 同日別の機会にヨシノよりフィン部長に対し、ブラウン大使自身がこのようなアイデアに反対でなかつたのかと確めたところ、フィン部長はブラウン大使が懸念されていたのは、このようリストはたとえ作つて見てもEXHAUSTIVEではあり得ず、その場合後日万一重大なケースが落ちていたということになつたらしゅう取つかなくなるということである。しかしジョンソン次官を含め國務省事務当局としては現状打開のためこれ以上よいアイデアはなく、なんとかしてこれについて妥協できないものかと考えている。いずれにせよリスト自身は議会に提出しないと

極秘

外務省

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

しても対米議会工作としては少くとも交渉妥結の際の共同
コミュニケにおいて日米双方が⁽²⁾あらゆるケースについて検
討しこれについて意見の一致をみたというようなことをう
たわざるを得ないであろうと述べた。更にフインはいずれ
にせよ来るべき会談でこのリスト案の採用につきある程度
合意ができるならば、貴大臣の帰国後次の経済閣僚会議ま
での間に日米双方の事務当局がワシントンないし東京にお
いて、更にこのリストをEXHIBITIVEなものにする
ためせつしようを重ね、本件をちよぢよに妥決しうる線
にもつてゆくことが考えられるともしらしていた。

- 3 -

(3)